

いじめ防止基本方針



白鷗大学足利高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

そのため白鷗大学足利高等学校では、生徒の尊厳を保持するため、家庭、地域その他の関係者の連携の下、学校総がかりでいじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、以下の基本方針を定めるものである。

本方針は、

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

に基づき、白鷗大学足利高等学校において定めるものである。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、**いじめには、多様な態様がある**ことに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、**本人がそれを否定する場合が多々ある**ことを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

◎いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

一般的な生徒指導（例えば暴力・器物損壊・喫煙・万引など）では、あくまでも「行為」に対して指導を行うのが基本である。しかしながら、いじめは「結果」に対して指導を行うものである。その違いを押さえておくことが肝要であり、かつ「いじめ問題」の難しさがある。

本校では教員（特定の教員のみによることなく、後述のいじめ防止等の対策のための組織を含む）がいじめられていると思われる生徒の状況や周辺の状況を客観的に確認、判断することにより、対応するものとする。

2. 学校におけるいじめ対策

（1）いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめ防止の基本的な取組として、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがある。どんなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教師としてはっきり示し、生命を大切に指導を強力に推進する。

ア 教師の言動・姿勢

- （ア） 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない
- （イ） 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる
- （ウ） いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する
- （エ） 日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める
- （オ） 日ごろの発言や指導においていじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらない雰囲気づくりを行う

イ 学級経営

- （ア） 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する
- （イ） 生徒一人一人の居場所づくりに配慮する
- （ウ） 生徒が、クラスの一員としての役割を果たせる学級経営を心掛ける

ウ 学習指導

- (ア) 学ぶ意欲を持たせる、わかる授業を心掛ける
- (イ) 授業改善に努め、生徒一人一人の参加意識を高める

(2) 早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付きにくく、また判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、「いじめかもしれない」との疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて複数回の面談やアンケート調査の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教員が個人で判断することや、一部の教員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

ア 加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ 被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。生徒のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、生徒との信頼関係を築いておく。

ウ 観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

オ 集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高める

3. 校内組織

根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（1）いじめ対策委員会

生徒指導委員会（教頭・教務主任・各コース長・生徒指導部、必要に応じて学年主任・副主任、担任、他）を充て、「いじめ対策委員会」と称し、以下の業務を行う。

ア いじめの未然防止のため企画立案

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

「加害生徒」「被害生徒」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば学級崩壊や部活動での上下関係など）や、「観衆生徒」としてはやし立てるとりまきの存在、見て見ぬふりの「傍観生徒」の存在など集団生活での個人の在り方について考えさせていく必要がある。

- ・全校集会等での生徒指導主事の講話
- ・LHRでの話し合いなど

イ いじめの早期発見ができる学校づくり

いじめは、物理的な暴力以外にも暴力を伴わないもの（仲間外れ、無視、陰口）を含め、その発現には多様なものがある。そのため、教員一人一人が、生徒やクラスのわずかな変化も見逃さず、かつ複数の教員で確認できる体制が必要である。

- ・担任や副担任、養護教諭、授業担当者が十分に連携し、生徒の状況について情報共有を図る
- ・学年会を通じた生徒状況の把握
- ・教育相談係での生徒状況把握
- ・いじめに関する教員研修 など

ウ いじめ発生時の対応業務

いじめとは、先に述べたとおり、「行為」ではなく、「結果」である。そのため、いじめに当たるか否かの判断を待って対応するのではなく、まずは被害生徒側の観点に立ち、「いじめかもしれない」と判断して早期に対応・行動していくことが肝要である。

- ・被害生徒からの聞き取り
- ・被害生徒のケア（場合によっては教育相談係等に要請）
- ・保護者への対応
- ・周囲の生徒からの聞き取り
- ・加害生徒からの聞き取り
- ・回復措置（被害生徒の回復、クラス・部活動の正常化、加害生徒の反省）

（２）重大事態対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は栃木県経営管理部文書学事課を通じて、知事に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、関係機関の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだいじめ対策委員会を組織するとともに、今後の対応や調査についても指導、助言を受ける。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

※ここでいう重大事態とは、いじめにより

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合（診断書が提出された場合）
- ・相当の期間（年間３０日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）

学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 などのケースを想定する

⇒この場合重大事案として県に報告しなければならない。

なお、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査報告に当たる。

４．いじめの防止策に係るＰＤＣＡサイクル

PLAN	４月 いじめ対策委員会の発足、年間計画の詳細策定 ５月 生徒指導委員会等での意見聴取
DO	通年 いじめ防止策の実行
CHECK	１月～２月 年度総括し、改善点の洗い出し ２月 生徒指導委員会等での総括
ACTION	３月、４月 新しい年間計画を策定（３月）し、詳細策定（４月）

５．付記

「いじめ」の理解と対応

栃木県教育委員会（平成 24 年 12 月）発行の指導内容に沿った対応をする。